

鳥取県告示第 460 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社とんや 代表取締役 福原 威文	米子市西福原六 丁目 18-25	デイサービス翠の さと	米子市西福原七 丁目 4-1	介護予防通所 介護	平成 19 年 5 月 10 日